

新旧対照表（抄）

○ 中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月中央区条例第十五号）

備考（略）	新			旧		
	別表（第四条関係） 補償基礎額表			別表（第四条関係） 補償基礎額表		
	医師、歯科医師又は薬剤師としての経過年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額	医師、歯科医師又は薬剤師としての経過年数	学校医及び学校歯科医の補償基礎額	学校薬剤師の補償基礎額
	五年未満	八、五二九円	七、一六四円	五年未満	七、四九四円	六、四五九円
	五年以上一〇年未満	九、九〇九円	七、九三二円	五年以上一〇年未満	九、〇九〇円	七、四二二円
	一〇年以上	一一、三五一円	九、四三八円	一〇年以上	一一、七〇三元	九、〇八一円
	一五年以上二〇年未満	一五、八三七円	一三、五七五円	一五年以上二〇年未満	一五、五七三元	一三、一五二円
	二〇年以上	一六、八六六円	一〇、七〇一元	二〇年以上	一六、六〇二円	一〇、五三九円
	二五年以上	一一、九七〇円	一一、六一〇円	二五年以上	一一、八六五円	一一、五〇五円

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。) 別表の規定は、令和六年四月一日(以下「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお、従前の例による。</p> <p>3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前の日までの間において、この条例による改正前の中央区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。) 並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。) として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。</p>	